

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------|
| 13 | 住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を派生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|--|
| 特記事項 | <p>・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号(以下「住基法」という。))に基づき、市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に、また都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。</p> <p>・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータの暗号化を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格に外部からの侵入防止対策を講じている。また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。</p> <p>・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。</p> |
|------|--|

評価実施機関名

愛媛県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | | | |
|----------|--|--|--|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳ネットワークに関する事務 | | |
| ②事務の内容 ※ | <p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に愛媛県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③愛媛県知事から本人確認情報に係る愛媛県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③愛媛県知事から附票本人確認情報に係る愛媛県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会 | | |
| ③対象人数 | [30万人以上] | <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上</p> | <p>2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。 |
| ②システムの機能 | <p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 愛媛県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会を要を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |

| システム2 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | <p>附票連携システム</p> <p>※13. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p> |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 愛媛県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共に用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

| | |
|--|--|
| <p>①事務実施上の必要性</p> <p>②実現が期待されるメリット</p> | <p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 愛媛県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none">①住基ネットを用いて市町の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、愛媛県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。②市町からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。③愛媛県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。⑥市町において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 愛媛県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none">①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。②市町からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。③愛媛県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。⑥市町において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。 <p>住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれるとともに、行政機関においても正確な本人確認の実現や事務の省力化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p> |
|--|--|

5. 個人番号の利用 ※

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己的本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己的本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) |
| | |

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

| | | |
|---------|---------------------|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施しない] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | — | |

7. 評価実施機関における担当部署

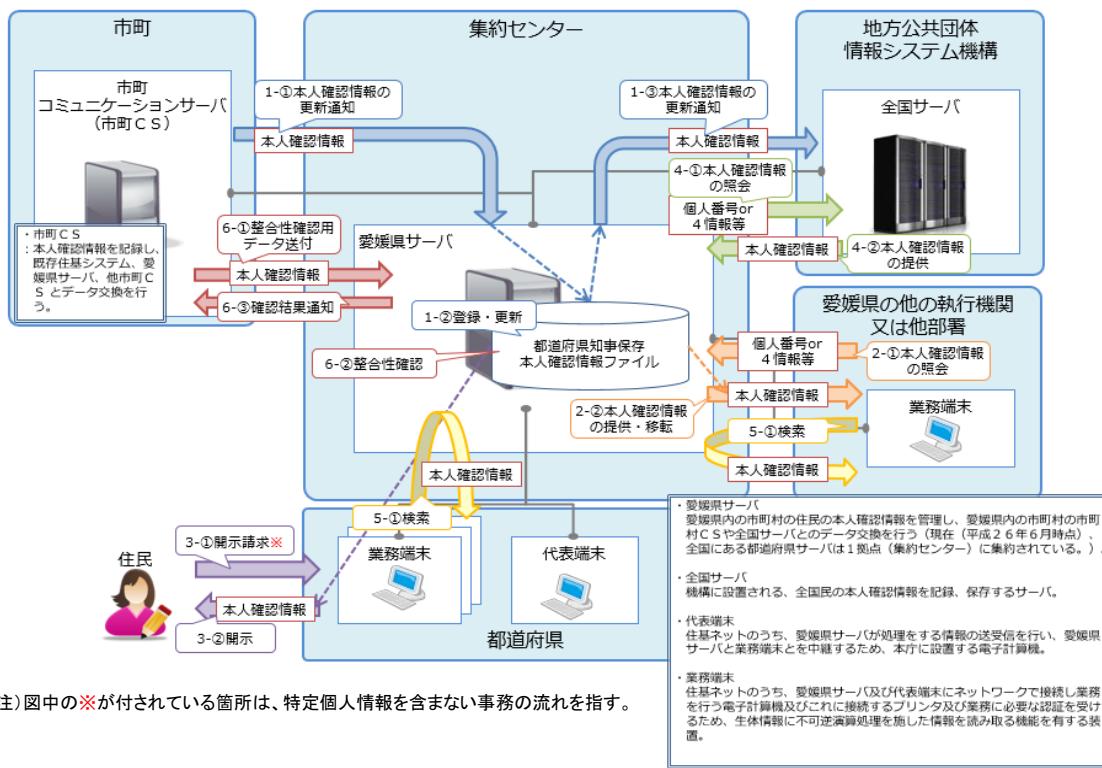
| | |
|----------|---------------|
| ①部署 | 総務部総務管理局市町振興課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

8. 他の評価実施機関

| |
|---|
| — |
|---|

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町CSを通じて愛媛県サーバに通知する。
- 1-②愛媛県サーバにおいて、市町より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①愛媛県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②愛媛県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※一括提供(注1)の方式により本人確認情報を提供・移転する場合には、愛媛県知事において代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。

(注1)照会元においてファイル化された本人確認情報対象者の情報(検索条件リスト)を元に愛媛県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報は含まない)。
- 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

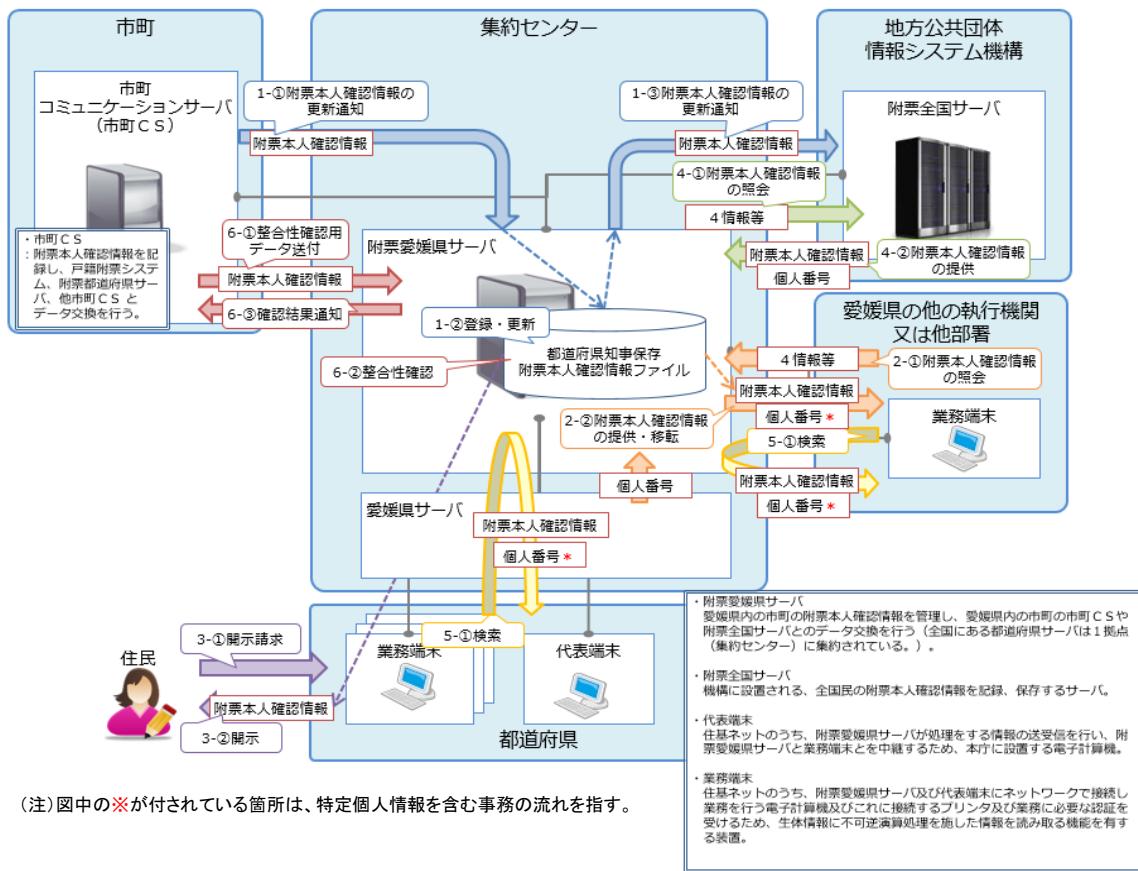
- 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①市町CSより、愛媛県サーバに對し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②愛媛県サーバにおいて、市町CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③愛媛県サーバより、市町CSに對して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

1-①市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町CSを通じて附票愛媛県サーバに通知する。
1-②附票愛媛県サーバにおいて、市町より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。

1-③機関に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

2-①愛媛県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
2-②愛媛県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。

その際、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※一括提供(注1)の方式により附票本人確認情報を提供・移転する場合には、愛媛県知事において代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。

(注1)照会元においてファイル化された附票本人確認情報対象者の情報(検索条件リスト)を元に附票愛媛県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

3-①住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。

3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

4-①機関に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。

4-②機関より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

6-①市町CSより、附票愛媛県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。

6-②附票愛媛県サーバにおいて、市町CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

6-③附票愛媛県サーバより、市町CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|-----------------------|---|--|
| (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル | | |
| 2. 基本情報 | | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] | <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | <p>愛媛県内の住民(愛媛県内のいざれかの市町において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。</p> | |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] | <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () | |
| その妥当性 | 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。 | |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 | |
| ⑤保有開始日 | 平成27年6月 | |
| ⑥事務担当部署 | 総務部総務管理局市町振興課 | |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|--------|---|--|--|--|--|--|---------------|---------------|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|
| ①入手元 ※ | | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②入手方法 | | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町CSを通じて入手する。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③入手の時期・頻度 | | 住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④入手に係る妥当性 | | 住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町から愛媛県へ、愛媛県から機構へと通知がなされることとされているため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤本人への明示 | | 都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥使用目的 ※ | | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦使用の主体 | | <table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td colspan="6">—</td> </tr> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td colspan="6">総務部総務管理局市町振興課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td colspan="6"> <選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table> | 変更の妥当性 | — | | | | | | 使用部署 ※ | 総務部総務管理局市町振興課 | | | | | | 使用者数 | <選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | | | | | |
| 変更の妥当性 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用部署 ※ | 総務部総務管理局市町振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用者数 | <選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧使用方法 ※ | | <ul style="list-style-type: none"> 市町長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町CS→愛媛県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(愛媛県サーバ→全国サーバ)。 愛媛県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(愛媛県の他の執行機関又は他部署→愛媛県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(愛媛県サーバー→愛媛県の他の執行機関又は他部署)。 住民からの開示請求に基づき(住民→愛媛県窓口→愛媛県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(愛媛県サーバー→帳票出力→住民)。 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し(市町CS→愛媛県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報の突合 ※ | | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 愛媛県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 市町CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報の統計分析 ※ | | 住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 権利利益に影響を与える得る決定 ※ | | 該当なし。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨使用開始日 | | 平成27年6月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|------------------------|--|---|
| 委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> (1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託事項1 | 愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務 | |
| ①委託内容 | 全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。 | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <input type="checkbox"/> <選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| 対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> <選択肢> [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | |
| その妥当性 | 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される愛媛県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 | |
| ③委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> <選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 県民等から委託先名の問合せがあった場合は、愛媛県が回答する。 | |
| ⑥委託先名 | 地方公共団体情報システム機構(機構) | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> <選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 書面による承諾 |
| | ⑨再委託事項 | 愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に関する業務 | |
| ①委託内容 | 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供を円滑に行つため、愛媛県のシステムを正常に機能させるとともに当該ネットワークシステムの円滑かつ効率的な運用を図ることを目的として、障害管理、アプリケーション更新作業、庁舎停電時対応、問い合わせ対応等を委託し、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | <input type="checkbox"/> <選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| 対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> <選択肢> [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | |
| その妥当性 | 住民基本台帳ネットワークシステムの愛媛県のシステムに係る障害管理、アプリケーション更新作業、庁舎停電時対応、問い合わせ対応等の運用管理業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 | |
| ③委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |

| | | | |
|-----------------------|-----------|---|--|
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> リ] フラッシュメモ [<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="radio"/> ○] その他 (特定個人情報ファイルは提供していない) | |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 県民等から委託先名の問合せがあった場合は、愛媛県が回答する。 | |
| ⑥委託先名 | | 西日本電信電話株式会社四国支店 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない | |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。 | |
| | ⑨再委託事項 | 機器及びハードメーカー独自の特殊技術に関するサポート業務、システム維持(データ復旧)に係る一部業務並びにシステム機器の代替品への交換、データ復旧等、故障修理に係る一部業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。 | |
| 委託事項6~10 | | | |
| 委託事項11~15 | | | |
| 委託事項16~20 | | | |

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

| | |
|--------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (4) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない |
| 提供先1 | 地方公共団体情報システム機構 |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) |
| ②提供先における用途 | 愛媛県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。 |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 |
| ⑥提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 市町長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、隨時。 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先2 | 愛媛県の他の執行機関(教育委員会など) |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) |
| ②提供先における用途 | 住基法別表第六に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。 |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 |
| ⑥提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、隨時。 |
| 提供先3 | 住基法上の住民 |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) |
| ②提供先における用途 | 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 |
| ⑥提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (端末機の画面の閲覧) |
| ⑦時期・頻度 | 開示請求があった都度、隨時。 |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先4 | 愛媛県の他の執行機関(教育委員会) |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) |
| ②提供先における用途 | 住基条例別表第2に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の9から14項までに掲げる事務(例:教育委員会における特別支援学校等への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等))の処理に用いる。 |
| ③提供する情報 | 氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 |
| ⑥提供方法 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[○] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、隨時。 |
| 移転先1 | 愛媛県の他部署(税務課など) |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) |
| ②移転先における用途 | 住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 |
| ③移転する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 |
| ⑥移転方法 | <p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[○] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p> |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他部署からの検索要求があった都度、隨時。 |

| 移転先2~5 | | | |
|--------------------|--|----|--|
| ①法令上の根拠 | 愛媛県の他部署(私学文書課など) | | |
| ②移転先における用途 | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) | | |
| ③移転する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | | |
| ⑥移転方法 | <p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[○] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p> | | |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他部署からの検索要求があった都度、隨時。 | | |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| ①保管場所 ※ | <ul style="list-style-type: none"> セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 愛媛県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管し、一部の業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠する。 | | |
| ②保管期間 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">期間</td> <td style="width: 85%; text-align: right;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </td> </tr> </table> | 期間 | <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない |
| 期間 | <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない | | |
| ③その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。 | | |
| ④消去方法 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。 提供・移転した情報は、提供・移転先において、不要となり次第、適切に消去する。 | | |
| 7. 備考 | | | |
| - | | | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
| (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル | | |
| 2. 基本情報 | | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] | <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 愛媛県内のいづれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者※消除者を含む。 | |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] | <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)) | |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に応じ、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票愛媛県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。 | |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 | |
| ⑤保有開始日 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。 | |
| ⑥事務担当部署 | 総務部総務管理局市町振興課 | |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--|------------------------------|-----------------|------------------------------|----------|---------------|--|--|--|----------------|-----------------|--|--|--|-------------------|
| ①入手元 ※ | [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 | () | | | | | | | | | | | | | | |
| | [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 | () | | | | | | | | | | | | | | |
| | [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町) | () | | | | | | | | | | | | | | |
| | [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 | () | | | | | | | | | | | | | | |
| ②入手方法 | [<input type="checkbox"/>] 紙 | [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ | | | | | | | | | | | | | | |
| | [<input type="checkbox"/>] 電子メール | [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム | | | | | | | | | | | | | | |
| | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [<input type="checkbox"/>] その他 | () | | | | | | | | | | | | | | |
| ③入手の時期・頻度 | 戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、愛媛県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに問い合わせがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④入手に係る妥当性 | <p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとしている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤本人への明示 | 都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出することについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥使用目的 ※ | 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、愛媛県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに問い合わせがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦使用の主体 | 変更の妥当性 | 一 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧使用方法 ※ | 使用部署 ※ | 総務部総務管理局市町振興課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 使用者数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>]</td> <td>10人未満</td> <td>[<input type="checkbox"/>]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | [<input type="checkbox"/>] | 10人未満 | [<input type="checkbox"/>] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | 5) 500人以上1,000人未満 |
| [<input type="checkbox"/>] | 10人未満 | [<input type="checkbox"/>] | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | | | | | |
| ⑨使用開始日 | | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。 | | | | | | | | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] | <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | | | |
| 委託事項1 | 附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務 | | | | |
| ①委託内容 | 全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、愛媛県サーバと同様に附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。 | | | | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | | | | |
| 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | | | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | | | | |
| その妥当性 | 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票愛媛県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 | | | | |
| ③委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | | | | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () | | | | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 県民等から委託先名の問合せがあった場合は、愛媛県が回答する。 | | | | |
| ⑥委託先名 | 地方公共団体情報システム機構(機構) | | | | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない | | | |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 書面による承諾 | | | |
| | ⑨再委託事項 | 附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。 | | | |
| 委託事項2~5 | | | | | |
| 委託事項6~10 | | | | | |
| 委託事項11~15 | | | | | |
| 委託事項16~20 | | | | | |

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

| | | |
|--------------------|---|--|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない | |
| 提供先1 | 愛媛県の他の執行機関(教育委員会など) | |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) | |
| ②提供先における用途 | 住基法別表第六に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。 | |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p> | |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、隨時。 | |
| 提供先2~5 | | |
| 提供先2 | 愛媛県の他の執行機関(教育委員会) | |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) | |
| ②提供先における用途 | 住基条例別表第2に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の9から14項までに掲げる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等))の処理に用いる。 | |
| ③提供する情報 | 氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | |
| ⑥提供方法 | <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p> | |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、隨時。 | |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先1 | 愛媛県の他部署(税務課など) |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) |
| ②移転先における用途 | 住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 |
| ③移転する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他部署からの検索要求があった都度、隨時。 |

| 移転先2~5 | |
|--------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) |
| ②移転先における用途 | 住基条例別表第1に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 |
| ③移転する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 愛媛県の他部署からの検索要求があった都度、随時。 |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|----------------|--|--|
| ①保管場所 ※ | セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・愛媛県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管し、一部の業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠する。 | |
| ②保管期間 | 期間 | <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない |
| | その妥当性 | 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。 |
| ③消去方法 | 一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。 | |

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード
2. 氏名 漢字
3. 氏名 外字数
4. 氏名 ふりがな
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所 市町村コード
8. 住所 漢字
9. 住所 外字数
10. 最終住所 漢字
11. 最終住所 外字数
12. 異動年月日
13. 旧住民票コード
14. 附票管理市町村コード
15. 附票本人確認情報状態区分
16. 外字フラグ
17. 外字パターン
18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | | |
|---|--|---------------------------------------|----------|
| (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル | | | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | | |
| リスク1：目的外の入手が行われるリスク | | | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手は、市町CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査を行うことが前提となる。 | | |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることをシステム上で担保する。 | | |
| その他の措置の内容 | — | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 本人確認情報の入手元を市町CSに限定する。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク | | | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で住基法第27条の規定に基づく、身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 | | |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 市町において真正性が確認された情報を市町CSを通じて入手できることをシステムで担保する。 | | |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。 | | |
| その他の措置の内容 | — | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | ・市町CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。（暗号化方式については、安全性が評価・監視されている方式を用いるとともに、暗号化に使用する鍵については、不正に取り出せないよう適切に管理する。） ・特定個人情報の入手は、システム上、自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることははない。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 愛媛県内の市町の住民の本人確認情報を管理し、愛媛県内の市町の市町CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| — | | | |

| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|
| リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | | | | | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 愛媛県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。 | | | | | |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p>府内システムと愛媛県サーバとの接続は行わない。</p> <p>愛媛県サーバは、集約センター内において、附票愛媛県サーバと接続する。 なお、愛媛県サーバと附票愛媛県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 愛媛県サーバ⇒附票愛媛県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> <p>(2) 附票愛媛県サーバ⇒愛媛県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に際し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。</p> | | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | |
| リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | | | | | | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> | | | | | |
| 具体的な管理方法 | 生体認証による操作者認証を行う。 | | | | | |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> | | | | | |
| 具体的な管理方法 | <p>退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限について要綱に基づき、システム上でアクセス権限の失効を行なうなど、適切に処理し、管理簿に記録を残す。 記録した管理簿について、年1回、失効管理状況を確認する。</p> | | | | | |
| アクセス権限の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> | | | | | |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるように適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、要綱に定める期間、保管する。 | | | | | |
| 特定個人情報の使用の記録 | <p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> | | | | | |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、住民基本台帳ネットワークシステム調査対象者一覧表との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、要綱に定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 | | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | |
| リスク3：従業者が事務外で使用するリスク | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システムを利用している所属に対し調査を実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システムを利用している職員等への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | |
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないように、職員・委託先等に対し指導する。 | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | | |
| その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・代表端末及び業務端末のディスプレイを電子ロックにより入室制限された部屋又は来庁者から見えない位置に置く。 ・業務端末の設置場所の状況に応じ、ディスプレイに覗き見防止フィルターを設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを禁止し、研修等を通じてシステムを利用する職員等に周知する。 ・本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。 ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。 | | | | | | |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

| | | | |
|-----------------------------------|--|-------------|--------------|
| 情報保護管理体制の確認 | <p>委託先の社会的信用と能力を確認するため、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有する主体であるかを確認し、その記録を残す。</p> <p>受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。</p> <p>※平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p> | | |
| | [制限している] <選択肢> | 1) 制限している | 2) 制限していない |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | <p>委託する業務は、直接、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務であるため、これらの権限を付与しない。</p> <p>操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>※愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に、安全性が評価・監視されている方式により暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。また、委託先(再委託先を含む)は、災害等におけるデータ損失等への対策のため、日次で特定個人情報ファイルのバックアップを行うことが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。</p> | | |
| 具体的な制限方法 | <p>契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p>※愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体を記録簿により管理し、保管庫に保管しており、週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に監視カメラを設置する等、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果は機構から月次で書面により報告を受けることとなっている。</p> | | |
| 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 | [記録を残している] <選択肢> | 1) 記録を残している | 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <p>契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p>※愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体を記録簿により管理し、保管庫に保管しており、週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に監視カメラを設置する等、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果は機構から月次で書面により報告を受けることとなっている。</p> | | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] <選択肢> | 1) 定めている | 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>委託先から他者への特定個人情報の提供は当県の承認がない限り、一切認めないことを契約上、明記する。</p> <p>また契約書等に基づき、定期的に個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば委託業務に当県の職員が立ち会うことも可能とする。</p> <p>※愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、当該チェック結果について、書面で報告を受けることとなっている。</p> | | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線を介して提供することとなっており、業務委託契約において必要に応じ、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができるとしている。</p> <p>(提供する特定個人情報ファイルは、安全性が評価・監視されている方式により暗号化されているなど、機構がファイル内の特定個人情報にアクセスできないシステム設計となっている。)</p> <p>また、愛媛県が設置する機器の運用管理に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、業務上、本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する本県職員が作業を実施することとし、操作履歴により適宜、不正な取扱いがないことを確認する。</p> | | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] <選択肢> | 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>受託者は、業務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後、直ちに委託者に返還し、又は事前に委託者の承諾を得て廃棄するものとする。廃棄を行う場合は、資料等に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うものとし、適切に廃棄した旨の報告書を委託者へ提出する義務を委託契約書に明記する。また、必要があれば本県職員が立会い、履行状況を監督することも可能とする。</p> | | |

| | | |
|--|---|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 契約書に次の項目を規定する。 秘密の保持(契約終了又は解除後も同様)、本人確認情報の管理、個人情報の保護、再委託の禁止、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 委託元から再委託先、再委託の内容及び再委託先に対する監督の方法等を通知させ、再委託先にも委託元と同様に守秘義務を課すとともに、再委託先の行為のすべてについて、委託元に責任を課すものとする。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| 再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | | | [] 提供・移転しない |
|---|---|-------|--|--------------|
| リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク | | | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [記録を残している] | <選択肢> | 1) 記録を残している | 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 | | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> | 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、提供・移転方法等を記載した要綱並びに手順書等を整備し、これらに則った特定個人情報の提供・移転を行う。 また、適宜、要綱並びに手順書等に基づき、ルールどおりの取扱いがなされているかの確認を行う。 | | | |
| その他の措置の内容 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を提供・移転する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力(書き込み)を職員が行う。 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、相手方(全国サーバ)と愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、愛媛県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置として、システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置として、相手方(全国サーバ)と愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | |
| - | | | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [○] 接続しない(入手) | [○] 接続しない(提供) |
|---|-----|---|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|--|--|--|
| ①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | ・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・愛媛県においては、代表端末及び記録媒体の保管場所を施錠管理する。一部の業務端末は執務室内に設置されるが、ディスプレイに表示される本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置し、職員の退庁時に執務室は施錠する。 | |
| | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | ・機構において動作確認を行い、検証試験がなされたOSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラムや住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを配信される都度、更新する。 ・都道府県サーバの集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 | |
| | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| 再発防止策の内容 | | |
| ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。 |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------|--|--|--|--|--|
| リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 市町の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。 | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | | | | | |
| リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | | | | | | |
| 消去手順 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | | | | | |
| 手順の内容 | <p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。</p> <p>・帳票については、要綱に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを確認する。廃棄時には、焼却、溶解、又は細かく裁断する等、記録された内容を判読することができないような方法によるものとする。</p> | | | | | | |
| その他の措置の内容 | 一 | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | | | | | |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | | | |
| 一 | | | | | | | |

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1：目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査を行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 附票本人確認情報の入手元を市町CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 市町において真正性が確認された情報を市町CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、既に消除されている者に対して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。また、入手元である市町CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・市町CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。（暗号化方式については、安全性が評価・監視されている方式を用いるとともに、暗号化に使用する鍵については、不正に取り出せないよう適切に管理する。） ・特定個人情報の入手は、システム上、自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 愛媛県内の市町の住民の附票本人確認情報を管理し、愛媛県内の市町の市町CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | | | | | | | | | | | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 附票愛媛県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。 | | | | | | | | | | | |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p>府内システムと附票愛媛県サーバとの接続は行わない。</p> <p>附票愛媛県サーバは、集約センター内において、愛媛県サーバと接続する。なお、附票愛媛県サーバと愛媛県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1)附票愛媛県サーバ⇒愛媛県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に際し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。</p> <p>(2)愛媛県サーバ⇒附票愛媛県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> | | | | | | | | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | | | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | | | | | | | | | | | |
| リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | | | | | | | | | | | | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> | | | | | | | | | | | |
| 具体的な管理方法 | 生体認証による操作者認証を行う。 | | | | | | | | | | | |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> | | | | | | | | | | | |
| 具体的な管理方法 | 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限について要綱に基づき、システム上でアクセス権限の失効を行うなど、適切に処理し、管理簿に記録を残す。 記録した管理簿について、年1回、失効管理状況を確認する。 | | | | | | | | | | | |
| アクセス権限の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> | | | | | | | | | | | |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるように適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票愛媛県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、要綱に定める期間、保管する。 | | | | | | | | | | | |
| 特定個人情報の使用の記録 | <p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> | | | | | | | | | | | |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、住民基本台帳ネットワークシステム調査対象者一覧表との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、要綱に定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 | | | | | | | | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | | | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | | | | | | | | | | | |
| リスク3：従業者が事務外で使用するリスク | | | | | | | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システムを利用している所属に対し調査を実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システムを利用している職員等への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 | | | | | | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | | | | | | | | | | | |
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | | | | | | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないように、職員・委託先等に対し指導する。 | | | | | | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | | | | | | | | | | | |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | | | | | | | | |
| その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末及び業務端末のディスプレイを電子ロックにより入室制限された部屋又は来庁者から見えない位置に置く。 ・業務端末の設置場所の状況に応じ、ディスプレイに覗き見防止フィルターを設置する。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを禁止し、研修等を通じてシステムを利用する職員等に周知する。 ・附票本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。 | | | | | | | | | | | | |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

| | | | |
|-----------------------|---|---|-------------|
| 情報保護管理体制の確認 | 委託先の社会的信用と能力を確認するため、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有する主体であるかを確認し、その記録を残す。 受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。 ※平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機関の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。委託先である機関は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 | | |
| | [制限している] <選択肢> | 1) 制限している | 2) 制限していない |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | 具体的な制限方法 | 委託する業務は、直接、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務であるため、これらの権限を付与しない。 操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 ※附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機関には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に、安全性が評価・監視されている方式により暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。また、委託先(再委託先を含む)は、災害等におけるデータ損失等への対策のため、日次で特定個人情報ファイルのバックアップを行うことが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 | |
| | | [記録を残している] <選択肢> | 1) 記録を残している |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | 具体的な方法 | 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ※附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機関は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体を記録簿により管理し、保管庫に保管しており、週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に監視カメラを設置する等、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果は機関から月次で書面により報告を受けることとなっている。 | |
| | | [定めている] <選択肢> | 1) 定めている |
| 特定個人情報の提供ルール | 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託先から他者への特定個人情報の提供は当県の承認がない限り、一切認めないと契約上、明記する。 また契約書等に基づき、定期的に個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば委託業務に当県の職員が立ち会うことも可能とする。 ※附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機関は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、当該チェック結果について、書面で報告を受けることとなっている。 | |
| | | [定めている] <選択肢> | 1) 定めている |
| 特定個人情報の消去ルール | ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用線を介して提供することとなっており、業務委託契約において必要に応じ、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができるとしている。 (提供する特定個人情報ファイルは、安全性が評価・監視されている方式により暗号化されているなど、機関がファイル内の特定個人情報にアクセスできないシステム設計となっている。) また、愛媛県が設置する機器の運用管理に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、業務上、附票本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する本県職員が作業を実施することとし、操作履歴により適宜、不正な取扱いがないことを確認する。 | |
| | | [定めている] <選択肢> | 1) 定めている |

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | | | |
| 規定の内容 | 契約書に次の項目を規定する。 秘密の保持(契約終了又は解除後も同様)、附票本人確認情報の管理、個人情報の保護、再委託の禁止、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告 | | | | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない | | | |
| 具体的な方法 | 委託元から再委託先、再委託の内容及び再委託先に対する監督の方法等を通知させ、再委託先にも委託元と同様に守秘義務を課すとともに、再委託先の行為のすべてについて、委託元に責任を課すものとする。 | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | |
| 再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、隨時業務状況を確認する。 | | | | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | | | [] 提供・移転しない |
|---|---|-------|------------------------------|--------------|
| リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク | | | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [記録を残している] | <選択肢> | 1) 記録を残している | 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 | | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> | 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、提供・移転方法等を記載した要綱並びに手順書等を整備し、これらに則った特定個人情報の提供・移転を行う。 また、適宜、要綱並びに手順書等に基づき、ルールどおりの取扱いがなされているかの確認を行う。 | | | |
| その他の措置の内容 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を提供・移転する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力（書き込み）を職員が行う。 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、相手方（附票全国サーバ）と附票愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、愛媛県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置として、システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置として、相手方（附票全国サーバ）と附票愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | |
| - | | | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [○] 接続しない(入手) | [○] 接続しない(提供) |
|---|-----|---|---------------|
| リスク1：目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク5：不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク6：不適切な方法で提供されるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|--|---|---|
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | <p>・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視力メラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</p> <p>・愛媛県においては、代表端末及び記録媒体の保管場所を施錠管理する。一部の業務端末は執務室内に設置されるが、ディスプレイに表示される附票本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置し、職員の退庁時に執務室は施錠する。</p> | |
| ⑥技術的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | <p>・機構において動作確認を行い、検証試験がなされたOSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラムや住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを配信される都度、更新する。</p> <p>・附票都道府県サーバの集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。</p> | |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |
| ⑩死者の個人番号 | [保管していない] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | — | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|----------|--|--|
| リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | 附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受け取れなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。 | | | | |
| リスクへの対策は十分か | 〔 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | | 2) 十分である | | |
| リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | | | | |
| 消去手順 | 〔 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | | | | |
| 手順の内容 | <p>・障害発生等により提供・移転先で情報を受け取れなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。</p> <p>・帳票については、要綱に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを確認する。廃棄時には、焼却、溶解、又は細かく裁断する等、記録された内容を判読することができないような方法によるものとする。</p> | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | |
| リスクへの対策は十分か | 〔 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | | 2) 十分である | | |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | |
| — | | | | | |

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

| | | |
|-------|--------------|---|
| ①自己点検 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的なチェック方法 | 年に1回、住基ネット所管課において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認するとともに、当該確認結果を踏まえ運用上の問題点を改善する。 |
| ②監査 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な内容 | 自己点検の結果に基づき、評価書について組織内に置かれた監査担当より、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程等、必要な改善を行う。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的の安全管理措置 |

2. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|--|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | ・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネット関係職員の所属長に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残す。 | |

3. その他のリスク対策

—

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 |
| | 【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 |
| | 東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300 |
| | 東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 |
| | 東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500 |
| | 中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111 |
| | 久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210 |
| | 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121 |
| | 南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111 |
| | 西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331 |
| ②請求方法 | 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求をすることができる。 |
| | 特記事項 — |
| ③手数料等 | [有料] <選択肢> (手数料額) 閲覧(視聴)は無料。県が定める写しの作成に必要な費用の額及び送付 に要する実費相当額が必要。 (手数料額、納付方法: (納付方法)) 窓口での現金納付又は納入通知書による納付(文書の写しの送付によ り交付を受ける場合) |
| | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | 個人情報ファイル名 住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報ファイル |
| | 公表場所 本庁又は地方機関における個人情報保護事務総合窓口 |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 愛媛県総務部総務管理局市町振興課行政係(089-912-2211) |
| ②対応方法 | 問合せの内容について受付票を作成し、対応について記録する。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|---|
| ①実施日 | |
| ②しきい値判断結果 | <p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p> |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 愛媛県パブリック・コメント制度の実施に関する要綱に基づき実施 |
| ②実施日・期間 | |
| ③期間を短縮する特段の理由 | — |
| ④主な意見の内容 | |
| ⑤評価書への反映 | |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会 |
| ③結果 | |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|---|--|------|--|
| 平成28年3月30日 | 表紙(特記事項) 他1箇所 | 指定情報処理機関 | 地方公共団体情報システム機構 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため |
| 平成28年3月30日 | 【組織改正による修正】 I 5 個人番号の利用 他6箇所 | 総務部管理局市町振興課 | 総務部総務管理局市町振興課 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため |
| 平成28年3月30日 | II 5 特的個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | — | 提供先を追加 ※条例利用に伴う提供先を追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため |
| 平成28年3月30日 | II 5 特的個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | — | 移転先を追加 ※条例利用に伴う移転先を追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため |
| 平成29年4月1日 | I 7②所属長 | 市町振興課長 萩原 啓 | 市町振興課長 井上 貴至 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| 平成31年2月1日 | II 2⑤保有開始日 | 平成27年6月予定 | 平成27年6月 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| 平成31年2月1日 | 【様式改正による修正】 I 7②所属長の役職名 | 市町振興課長 井上 貴至 | 課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針の見直しにより様式が改訂されたため。 |
| 令和2年3月31日 | I 2 システム1 ②システムの機能 | 2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 愛媛県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあつた当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 | 2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 愛媛県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあつた当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載内容の明確化 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 令和2年3月31日 | I 5 法令上の根拠 | 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) | 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・番号法(平成25年法律第28号)施行のため。 ・システムの機能「本人確認情報整合」の根拠として第30条の22を追加 |
| 令和2年3月31日 | (別添1) 事務の内容 (備考) | 3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。 | 3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報は含まない)。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載内容の明確化 |
| 令和2年3月31日 | II 3 ⑧使用方法 | (省略) ・住民からの開示請求に基づき(住民→愛媛県窓口→愛媛県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(愛媛県サーバ→帳票出力→住民)。 (省略) | (省略) ・住民からの開示請求に基づき(住民→愛媛県窓口→愛媛県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(愛媛県サーバ→帳票出力→住民)。 (省略) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載内容の明確化 |
| 令和2年3月31日 | II 5 提供先2 ③提供する情報 II 5 移転先1及び2 ③移転する情報 | ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。 | ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・法施行に伴う変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|---|
| 令和2年3月31日 | II 5 提供先4 ②提供先における用途 | 住基条例別表第2に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の5から8の項までに掲げる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等))の処理に用いる。 | 住基条例別表第2に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の8から11項までに掲げる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等))の処理に用いる。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・愛媛県個人番号の利用に関する条例改正に伴う変更 |
| 令和2年3月31日 | II 6 ③消去方法 | (右記を追記) | ・提供・移転した情報は、提供・移転先において、不要となり次第、適切に消去する。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 |
| 令和2年3月31日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 | (右記を追記) | 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。 |
| 令和2年3月31日 | III 2 リスク4 リスクに対する措置の内容 | ・市町CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 (省略) | ・市町CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。(暗号化方式については、安全性が評価・監視されている方式を用いるとともに、暗号化に使用する鍵については、不正に取り出せないよう適切に管理する。) (省略) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 |
| 令和2年3月31日 | III 3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | (省略) ・愛媛県サーバの代表端末等のディスプレイを電子ロックにより入室制限された部屋又は来庁者から見えない位置に置く。 ・愛媛県サーバの業務端末の設置場所の状況に応じ、ディスプレイに覗き見防止フィルターを設置する。 (省略) | (省略) ・代表端末及び業務端末のディスプレイを電子ロックにより入室制限された部屋又は来庁者から見えない位置に置く。 ・業務端末の設置場所の状況に応じ、ディスプレイに覗き見防止フィルターを設置する。 (省略) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載内容の明確化 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|--|
| 令和2年3月31日 | III 4 情報保護管理体制の確認 | ※集約センターにおける愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県で構成)の議決により、機構へ委託することとされている。機構は、地方公共団体情報システム機構法に基づき、平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターは10年以上、指定情報処理機関として同システムの運用を担ってきた。このことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 | ※集約センターにおける愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県で構成)の議決により、機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することとされている。機構は、地方公共団体情報システム機構法に基づき、平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。のことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・法改正に伴い住民基本台帳ネットワークシステムの運用が機構の業務になったことによる変更 |
| 令和2年3月31日 | III 4 具体的な制限方法 | (省略) ※愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 (省略) | (省略) ※愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に、安全性が評価・監視されている方式により暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。 (省略) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 |
| 令和2年3月31日 | III 4 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | (省略) (提供する特定個人情報ファイルは暗号化されているなど、機構がファイル内の特定個人情報にアクセスできないシステム設計となっている。) (省略) | (省略) (提供する特定個人情報ファイルは、安全性が評価・監視されている方式により暗号化されているなど、機構がファイル内の特定個人情報にアクセスできないシステム設計となっている。) (省略) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 令和2年3月31日 | III 5 リスク1 その他の措置の内容 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員が立会う。 | 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を提供・移転する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力(書き込み)を職員が行う。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載内容の明確化 |
| 令和2年3月31日 | III 7 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生なし | 発生あり (その内容を記載。) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 |
| 令和2年3月31日 | V 1 ①請求先 | 【本庁総合窓口】 企画振興部管理局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号 0896-24-4455 西予土木事務所事業管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目445 0894-62-1331 愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048 0895-72-1145 | 【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331 愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 0895-72-1145 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 |
| 令和3年3月31日 | V 1 ①請求先 | 【地方機関総合窓口】 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121 | 【地方機関総合窓口】 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市東大洲174 0893-24-5121 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|---|
| 令和4年3月31日 | V 1 ①請求先 | 【地方機関総合窓口】 東予地方局産業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市東大洲174 0893-24-5121 | 【地方機関総合窓口】 東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| 令和5年4月1日 | II 4 委託事項② ⑥委託先名 | 西日本電信電話株式会社愛媛支店 | 西日本電信電話株式会社四国支店 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| 令和5年4月1日 | III 7 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生あり | 発生なし (内容の記載を削除) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| 令和5年4月1日 | V 1 ②請求方法 | 愛媛県個人情報保護条例(平成13年条例第41号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求をすることができる。 | 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求をすることができる。 | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| 令和5年4月1日 | V 1 ③手数料等 | (納付方法) 窓口での現金納付又は納入通知書による納付(病気その他やむを得ない場合に限る。) | (納付方法) 窓口での現金納付又は納入通知書による納付(文書の写しの送付により交付を受ける場合に限る) | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| 令和5年4月1日 | V 1 ④個人情報ファイル名 | 愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき、「個人情報取扱事務登録簿」を公表している。事務名は住民基本台帳ネットワークシステム。 | 住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報ファイル | 事後 | ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく見直しを行ったため。 |
| | 表紙 評価書名 | 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書 | 住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 愛媛県は住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を派生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 愛媛県は住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を派生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|--|------|---|
| | 表紙 特記事項 | <p>・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号(以下「住基法」という。))に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。</p> <p>・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータの暗号化を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格に外部からの侵入防止対策を講じている。また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。</p> <p>・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。</p> | <p>・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号(以下「住基法」という。))に基づき、市町村から住民の本人確認情報及び附票本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に、また都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。</p> <p>・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータの暗号化を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格に外部からの侵入防止対策を講じている。また、内部による不正利用を防止するため、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じているほか、システムの操作者には住基法に基づく守秘義務が課せられている。</p> <p>・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 | 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 | 住民基本台帳ネットワークに関する事務 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|---|------|---|
| | <p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p> | <p>都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に愛媛県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③愛媛県知事から本人確認情報に係る愛媛県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> | <p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。具体的に愛媛県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③愛媛県知事から本人確認情報に係る愛媛県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | <p>I 基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の内容</p> | — | <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p> <p>②市町からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知</p> <p>③愛媛県知事から附票本人確認情報に係る愛媛県の他の執行機関への提供又は他部署への移転</p> <p>④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>⑤機構への附票本人確認情報の照会</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称 | — | 附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | <p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能</p> | - | <p>1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 愛媛県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------------------|--|------|---|
| | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 | — | <p>5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共に用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル | 都道府県知事保存本人確認情報ファイル | (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|---|------|---|
| | I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 | <p>愛媛県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、愛媛県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機関に対して通知する。 ③愛媛県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p> | <p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 愛媛県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市区町村内にとどまらず、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、愛媛県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機関に対して通知する。 ③愛媛県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 | - | <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 愛媛県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機関に対して通知する。</p> <p>③愛媛県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|---|
| | I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット | 住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれるとともに、行政機関においても正確な本人確認の実現や事務の省力化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。 | 住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれるとともに、行政機関においても正確な本人確認の実現や事務の省力化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) | 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | (別添1)事務の内容 | — | (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | (別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 | — | 新規に作図 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | (別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考) | - | <p>1. 附票本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-①市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町CSを通じて附票愛媛県サーバに通知する。</p> <p>1-②附票愛媛県サーバにおいて、市町より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。</p> <p>1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。</p> <p>2. 愛媛県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>2-①愛媛県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②愛媛県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。</p> <p>※一括提供(注1)の方式により附票本人確認情報を提供・移転する場合には、愛媛県知事において代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。</p> <p>(注1)照会元においてファイル化された附票本人確認情報対象者の情報(検索条件リスト)を元に附票愛媛県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------------------|--|------|---|
| | (別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考) | - | <p>3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。</p> <p>6.附票本人確認情報整合 6-①.市町CSより、附票愛媛県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②.附票愛媛県サーバにおいて、市町CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③.附票愛媛県サーバより、市町CSに対して整合性確認結果を通知する。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名 | 都道府県知事保存本人確認情報ファイル | (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) ※住民基本台帳法施行条例((平成14年7月12日条例第38号)以下「住基条例」という。)第3条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途 | 住基条例別表第2に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の8から11項までに掲げる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等))の処理に用いる。 | 住基条例別表第2に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の9から14項までに掲げる事務(例:教育委員会における特別支援学校等への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等))の処理に用いる。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠 | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) ※住基条例第2条(本人確認情報を利用することができる事務) | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・愛媛県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管し、一部の業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠する。 | ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・愛媛県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管し、一部の業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名 | - | (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ①ファイルの種類 | - | システム用ファイル | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数 | - | 100万人以上1,000万人未満 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性 | - | 愛媛県内のいづれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者※消滅者を含む。 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において愛媛県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 その妥当性 全ての記録項目 | - | 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、住所、性別、生年月日) <input type="checkbox"/> その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)) ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票愛媛県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。 別添2を参照。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日 | - | | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 | - | 総務部総務管理局市町振興課 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | - | [○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町) [○]その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある)) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 | - | [○]専用線 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | - | 戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、愛媛県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに問い合わせがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 | - | <p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | - | <p>都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 | - | <p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、愛媛県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに問い合わせがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 使用者数 | - | 総務部総務管理局市町振興課 10人未満 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 情報の統計分析 権利利益に影響を与える決定 | - | <p>・愛媛県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(愛媛県の他の執行機関又は他部署→附票愛媛県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票愛媛県サーバ→愛媛県の他の執行機関又は他部署)。</p> <p>※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日 | - | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 | - | 委託する (1件) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 | - | 附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容 | - | 全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、愛媛県サーバと同様に附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 その妥当性 | - | 特定個人情報ファイル全体 100万人以上1,000万人未満 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票愛媛県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数 | - | 10人未満 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | - | [○]専用線 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--------------------------------|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法 | - | 県民等から委託先名の問合せがあった場合は、愛媛県が回答する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名 | - | 地方公共団体情報システム機構(機構) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無 | - | 再委託する | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 | - | 書面による承諾 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項 | - | 附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 | - | [○]提供を行っている(2件) [○]移転を行っている(2件) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 | - | 愛媛県の他の執行機関(教育委員会など) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 | - | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途 | - | 住基法別表第六に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報 | - | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数 | - | 100万人以上1,000万人未満 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | - | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法 | - | [○]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度 | - | 愛媛県の他の執行機関からの情報照会の要求があつた都度、隨時。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 | - | 愛媛県の他の執行機関(教育委員会) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠 | - | 住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途 | - | 住基条例別表第2に掲げる愛媛県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の9から14項までに掲げる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務等))の処理に用いる。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ③提供する情報 | - | 氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他部署からの求めがあつた場合に限る。) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数 | - | 100万人以上1,000万人未満 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | - | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法 | - | [○]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度 | - | 愛媛県の他の執行機関からの情報照会の要求があつた都度、隨時。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 | - | 愛媛県の他部署(税務課など) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠 | - | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①移転先 ②移転先における用途 | - | 住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①移転先 ③移転する情報 | - | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①移転先 ④移転する情報の対象となる本人の数 | - | 100万人以上1,000万人未満 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①移転先 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | - | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法 | - | [○]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度 | - | 愛媛県の他部署からの検索要求があつた都度、随時。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 | - | 愛媛県の他部署(私学文書課など) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠 | - | 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先2 ②移転先における用途 | - | 住基条例別表第1に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先2 ③移転する情報 | - | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく愛媛県の他部署からの求めがあった場合に限る。)、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先2 ④移転する情報の対象となる本人の数 | - | 100万人以上1,000万人未満 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | - | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑥移転方法 | - | [○]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム) | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑦時期・頻度 | - | 愛媛県の他部署からの検索要求があった都度、随時。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | - | ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・愛媛県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管し、一部の業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間 その妥当性 | - | 1年未満 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、愛媛県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|---|------|---|
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | - | 一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番 | (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------------------|--|------|---|
| | II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | - | <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p> <p>ア 附票本人確認情報</p> <p>1. 住民票コード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 漢字 9. 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11. 最終住所 外字数 12. 異動年月日 13. 旧住民票コード 14. 附票管理市町村コード 15. 附票本人確認情報状態区分 16. 外字フラグ 17. 外字パターン 18. 通知区分 イ その他</p> <p>1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に 関し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県 の他の執行機関又は他部署からの求めに応 じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府 県知事保存本人確認情報ファイルから個人番 号を抽出し、提供・移転する場合がある。)</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関する 法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。 |
| | III 特定個人情報の取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル III-1 特定個人情報ファイル 名 | 都道府県知事保存本人確認情報ファイル | (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル | 事前 | 「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図る ための行政手続等における情 報通信の技術の利用に関する 法律等の一部を改正する法 律」の施行及び住民基本台帳 法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|---|
| | <p>III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル III-3 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p> | 府内システムと愛媛県サーバとの接続は行わない。 | <p>府内システムと愛媛県サーバとの接続は行わない。</p> <p>愛媛県サーバは、集約センター内において、附票愛媛県サーバと接続する。 なお、愛媛県サーバと附票愛媛県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 愛媛県サーバ⇒附票愛媛県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> <p>(2) 附票愛媛県サーバ⇒愛媛県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | <p>III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル III-4 情報保護管理体制の確認</p> | <p>委託先の社会的信用と能力を確認するため、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有する主体であるかを確認し、その記録を残す。 受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。</p> <p>※集約センターにおける愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することとされている。機構は、地方公共団体情報システム機構法に基づき、平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。このことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p> | <p>委託先の社会的信用と能力を確認するため、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有する主体であるかを確認し、その記録を残す。 受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。</p> <p>※平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|---|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託に係る再委託先の選定については、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックの代表都道府県で構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。 | 再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 定めている 番号法及び住基法並びに愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、提供・移転方法等を記載した要綱並びに手順書等を整備し、これに則った特定個人情報の提供・移転を行う。 また、適宜、要綱並びに手順書等に基づき、ルールどおりの取扱いがなされているかの確認を行う。 | 定めている 番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、提供・移転方法等を記載した要綱並びに手順書等を整備し、これらに則った特定個人情報の提供・移転を行う。 また、適宜、要綱並びに手順書等に基づき、ルールどおりの取扱いがなされているかの確認を行う。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容 | 相手方(全国サーバ)と愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、愛媛県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 | 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、相手方(全国サーバ)と愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、愛媛県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-1 特定個人情報ファイル名 | - | (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | - | 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査を行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | - | 法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|---|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容 | - | 附票本人確認情報の入手元を市町CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容 | - | 住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容 | - | 市町において真正性が確認された情報を市町CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|---|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | - | システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に消除されている者に対して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。また、入手元である市町CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・市町CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。(暗号化方式については、安全性が評価・監視されている方式を用いるとともに、暗号化に使用する鍵については、不正に取り出せないよう適切に管理する。) ・特定個人情報の入手は、システム上、自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 愛媛県内の市町の住民の附票本人確認情報を管理し、愛媛県内の市町の市町CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|-----------------------------|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 宛名システム等における措置の内容 | - | 附票愛媛県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | <p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p> | - | <p>庁内システムと附票愛媛県サーバとの接続は行わない。</p> <p>附票愛媛県サーバは、集約センター内において、愛媛県サーバと接続する。 なお、附票愛媛県サーバと愛媛県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1)附票愛媛県サーバ⇒愛媛県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。</p> <p>(2)愛媛県サーバ⇒附票愛媛県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | <p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 リスクへの対策は十分か</p> | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 | - | 行っている 生体認証による操作者認証を行う。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法 | - | 行っている 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限について要綱に基づき、システム上でアクセス権限の失効を行うなど、適切に処理し、管理簿に記録を残す。 記録した管理簿について、年1回、失効管理状況を確認する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法 | - | 行っている ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるように適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票愛媛県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、要綱に定める期間、保管する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|---|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 | - | <p>記録を残している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、住民基本台帳ネットワークシステム調査対象者一覧表との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、要綱に定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システムを利用している所属に対し調査を実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システムを利用している職員等への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容 | - | システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないように、職員・委託先等に対し指導する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置 | - | <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末及び業務端末のディスプレイを電子ロックにより入室制限された部屋又は来庁者から見えない位置に置く。 ・業務端末の設置場所の状況に応じ、ディスプレイに覗き見防止フィルターを設置する。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを禁止し、研修等を通じてシステムを利用する職員等に周知する。 ・附票本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認 | - | <p>委託先の社会的信用と能力を確認するため、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有する主体であるかを確認し、その記録を残す。</p> <p>受託者に対し、個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書により義務付けている。</p> <p>※平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|--|
| | III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 | - | <p>制限している</p> <p>委託する業務は、直接、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務であるため、これらの権限を付与しない。</p> <p>操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>※附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に、安全性が評価・監視されている方式により暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。また、委託先(再委託先を含む)は、災害等におけるデータ損失等への対策のため、日次で特定個人情報ファイルのバックアップを行うことが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新はできない。</p> | 事前 | <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。</p> |
| | III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法 | - | <p>記録を残している</p> <p>契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p>※附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体を記録簿により管理し、保管庫に保管しており、週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に監視カメラを設置する等、不正作業が行われないようにしている。なお、チェックリストの結果は機構から月次で書面により報告を受けることとなっている。</p> | 事前 | <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。</p> |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|---|------|---|
| | <p>III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> | | <p>定めている</p> <p>委託先から他者への特定個人情報の提供は当県の承認がない限り、一切認めないと契約上、明記する。</p> <p>また契約書等に基づき、定期的に個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば委託業務に当県の職員が立ち会うことも可能とする。</p> <p>※附票愛媛県サーバの運用及び監視に関する業務の委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、当該チェック結果について、書面で報告を受けることとなっている。</p> <p>集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用線を介して提供することとなっており、業務委託契約において必要に応じ、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができることとしている。</p> <p>(提供する特定個人情報ファイルは、安全性が評価・監視されている方式により暗号化されているなど、機構がファイル内の特定個人情報にアクセスできないシステム設計となっている。)</p> <p>また、愛媛県が設置する機器の運用管理に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、業務上、附票本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する本県職員が作業を実施することとし、操作履歴により適宜、不正な取扱いがないことを確認する。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | - | <p>定めている</p> <p>受託者は、業務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後、直ちに委託者に返還し、又は事前に委託者の承諾を得て廃棄するものとする。廃棄を行う場合は、資料等に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うものとし、適切に廃棄した旨の報告書を委託者へ提出する義務を委託契約書に明記する。また、必要があれば本県職員が立会い、履行状況を監督することも可能とする。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 | - | <p>定めている</p> <p>契約書に次の項目を規定する。 秘密の保持(契約終了又は解除後も同様)、附票本人確認情報の管理、個人情報の保護、再委託の禁止、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法 | - | <p>十分に行っている</p> <p>委託元から再委託先、再委託の内容及び再委託先に対する監督の方法等を通知させ、再委託先にも委託元と同様に守秘義務を課すとともに、再委託先の行為のすべてについて、委託元に責任を課すものとする。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | - | 再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 | - | 記録を残している 特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | - | 定めている 番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、提供・移転方法等を記載した要綱並びに手順書等を整備し、これらに則った特定個人情報の提供・移転を行う。 また、適宜、要綱並びに手順書等に基づき、ルールどおりの取扱いがなされているかの確認を行う。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容 | - | <p>「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>媒体を用いて情報を提供・移転する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力(書き込み)を職員が行う。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容 | - | <p>連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</p> <p>なお、相手方(附票全国サーバ)と附票愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>また、愛媛県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容 | - | <p>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置として、システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</p> <p>誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置として、相手方(附票全国サーバ)と附票愛媛県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群 | - | 政府機関ではない | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|-----------|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ②安全管理体制 | - | 十分に整備している | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ③安全管理規程 | - | 十分に整備している | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員への周知 | - | 十分に周知している | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | - | <p>十分に行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・愛媛県においては、代表端末及び記録媒体の保管場所を施錠管理する。一部の業務端末は執務室内に設置されるが、ディスプレイに表示される附票本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置し、職員の退庁時に執務室は施錠する。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | - | <p>十分に行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構において動作確認を行い、検証試験がなされたOSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラムや住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム、ウイルス対策ソフトのパターンファイルを配信される都度、更新する。 ・附票都道府県サーバの集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑦バックアップ | - | 十分に行っている | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周知 | - | 十分に行っている | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|--|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか | - | 発生なし | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑩死者の個人番号 | - | 保管していない | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容 | - | 附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、愛媛県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかつた場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--------|---|------|---|
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 消去手順 手順の内容 | - | 定めている ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・帳票については、要綱に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを確認する。廃棄時には、焼却、溶解、又は細かく裁断する等、記録された内容を判読することができないような方法によるものとする。 | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |
| | Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 リスクへの対策は十分か | - | 十分である | 事前 | 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。 |